第十七条の三　第百十八条の二第九項の規定の適用については、令和六年九月三十日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第九項第二号	対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）	対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次のイからハまでに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。） イ　一時間以上二時間未満　四万三千円（中小企業事業主にあつては、五万八千円） （削る） （削る） ロ　二時間以上三時間未満　八万八千円（中小企業事業主にあつては、十一万七千円）

第十七条の三　第百十八条の二第九項の規定の適用については、令和六年九月三十日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第九項第二号	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。） イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、九万五千円） ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）	次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。） イ　生産性要件に該当しない事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(1)から(3)までに定める額 (1)　一時間以上二時間未満　四万一千円（中小企業事業主にあつては、五万五千円） (2)　二時間以上三時間未満　八万三千円（中小企業事業主にあつては、十一万円） (3)　三時間以上　十六万九千円（中小企業事業主にあつては、二十二万五千円） ロ　生産性要件に該当する事業主　対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(1)から(3)までに定める額 (1)　一時間以上二時間未満　五万二千円（中小企業事業主にあつては、七万円） (2)　二時間以上三時間未満　十万五千円（中小企業事業主にあつては、十四万円） (3)　三時間以上　二十一万三千円（中小企業事業主にあつては、二十八万四千円）